議事日程第1号

令和2年4月10日(金)

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程(議案第36号から第39号まで並びに報告第1号) 提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17人)

1番中田謙三 2番 笹 川 圭 光 3番 畠 山 富 勝 5番 鈴 木 元 章 6番 佐々木 克 広 7番 船 木 正 博 10番 佐 藤 8番 佐 藤 巳次郎 9番 小 松 穂 積 誠 13番 船 11番中田敏彦 12番 進 藤 優 子 橋 金 弘 14番 米 谷 勝 15番 三 浦 利 通 16番 安 田 健次郎 17番 古 仲 清 尚 18番 吉 田 清 孝

欠席議員(1人)

4番 伊藤 宗就

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 岩 谷 一 徳 副 事 務 局 長 清 水 幸 子 局 長 補 佐 三 浦 大 作 主 席 主 査 吉 田 平

地方自治法第121条による出席者

市 長 菅原広二 副 市 長 船 木 道 晴

教 育 長 栗 森 貢 総務企画部長 佐 透 藤 観光文化スホ。一ツ部長 1/ 玉 博 文 業 八 端 隆 公 企 局 長 務 総 課 長 鈴 健 木 務 税 課 長 原 章 菅 生活環境課長 畠 Щ 隆 之 男鹿まるごと売込課長 智 湊 志 病院事務局長 村 力 田 教育総務課長 太 \mathbb{H} 穣 監查事務局長 高 桑 淳 上下水道課長 小 野 肇 農委事務局長 (農林水産課長併任)

査 委 員 監 鈴 木 誠 市民福祉部長 信 \mathbb{H} 政 Ш 産業建設部長 柏 崎 潤 企画政策課長 伊 藤 徹 佐 代 課 財 政 長 藤 静 祉 志 福 課 長 小澤田 --- 孝 観 光 課 長 三 浦 農林水産課長 畠 Ш 喜 美 会計管理者 平 塚 敦 子 学校教育課長 加賀谷 正人 企業局管理課長 三浦 幸樹 選管事務局長 (総務課長併任)

午前10時03分開 会

○議長(吉田清孝君) 皆さん、おはようございます。これより、令和2年4月臨時会 を開会いたします。

伊藤宗就君から欠席の届け出があります。

○議長(吉田清孝君) ただちに本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第1 号をもって進めます。

日程第1 会期の決定

○議長(吉田清孝君) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(吉田清孝君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

8番佐藤巳次郎君、9番小松穂積君を指名いたします。

日程第3 議案第36号から第39号まで並びに報告第1号を一括上程

○議長(吉田清孝君) 日程第3、議案第36号から第39号まで並びに報告第1号を 一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第36号 男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

議案第37号 令和元年度男鹿市一般会計補正予算(第8号)の専決処分につい

7

議案第38号 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第39号 令和2年度男鹿市一般会計補正予算(第1号)について

報告第 1号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

○議長(吉田清孝君) 提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長(菅原広二君) 皆さん、おはようございます。

本日、令和2年4月臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りありがとうご ざいます。

本臨時会でご審議いただきます議案件は、補正予算及び条例の専決処分など5件で ありますが、提案理由の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

去る4月7日、政府対策本部は、新型コロナウイルス感染症について、肺炎の発生 頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比べ相当程度高いこと、感染経路が特 定できない症例が多数に上っていること、急速な増加により医療提供体制も逼迫して きていることなどから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがあ り、全国的かつ急速なまん延により国民の生活及び経済に甚大な影響を及ぼす恐れが ある事態が発生したと認められるとして、7都府県に対し、新型コロナウイルス感染 症に関する緊急事態が発生した旨の宣言をいたしました。

これを受けて、一昨日、「新型コロナウイルス感染症に係る男鹿市危機管理対策本部」を廃止し、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「男鹿市新型コロナウイルス感染症対策本部」を新たに設置しました。

県内においては、現在11名の感染が確認されており、首都圏をはじめ感染者が多く発生している地域から来られる方も発症しております。また、緊急事態宣言を受けて対象地域から本県に帰省する方の増加も想定されます。

このことから、県では、緊急広報として、不要不急の県外・海外への旅行・出張の自粛、「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」の重なる場所を避けることなどを広く県民に周知し、感染拡大防止に努めているところであります。

市としましても、これらの情報を広く市民に周知するとともに、今後も、国内の感

染症発症状況等に注視し、関係機関との緊密な連携のもと、感染症拡大防止に努めて まいります。

次に、観光施設への影響についてであります。

本年2月以降の宿泊施設のキャンセルは、今月3日現在で約1万8,000人と 伺っております。

市としましては、引き続き影響について情報収集するとともに、市内観光事業者に 対する支援策を検討してまいります。

次に、教育施設における対応についてであります。

小・中学校については、今月6日に始業式、7日に入学式が行われ、3密を防ぐ、 検温、手洗い、マスクの着用等の感染防止対策を実施しながら授業が再開されており ます。

全国的な感染拡大の状況をかんがみ、5月、6月に予定されておりました修学旅行は、9月以降に延期することとしたほか、運動会についても規模の縮小を検討しているところです。また、児童の相互交流を行っている春日井市との交流学習会、小学校5年生の市内における宿泊学習は、中止することといたしました。

学校施設の開放については、各利用団体の判断のもと、小学校体育館やグラウンドでの活動を認めております。

今後も、児童・生徒及び教職員の命を守ること、学校がクラスター発生源とならないよう、対策を徹底してまいります。

各地区公民館については、参加者が不特定多数に及ぶ場合の利用は中止または延期 とし、利用者においては、室内の換気に努めるよう働きかけるほか、密集や近距離で の会話を避けるように注意喚起してまいります。

図書館については、今月7日から通常利用可能となっておりますが、ハートピアに ついては、引き続き練習室の利用を制限しております。

また、同施設内にある化世沢食堂については、今月4日から5月末まで営業を中止 しております。

次に、家庭系ごみ有料化制度の個別説明会についてであります。

開催を延期しておりました個別説明会は、感染症対策に必要な措置を講じ、開催要望のある団体等を対象に、今月4日より再開しております。延期による代替日程につ

いては、再度調整いたします。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第36号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分については、地方税法等の一部改正に伴い、所有者不明土地等に係る課税上の対応並びに未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し並びに軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しその他の所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正する条例の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第37号令和元年度男鹿市一般会計補正予算(第8号)の専決処分については、令和2年3月定例会以降、地方交付税及び市債等の確定に伴う予算措置について、同補正予算の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第38号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、 地方税法施行令の一部改正に伴い、中低所得者の負担軽減を図るため、課税限度額及 び軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるなど、所要の改正 を行うものであります。

次に、議案第39号令和2年度男鹿市一般会計補正予算(第1号)については、経 営安定資金危機関連枠利子補給金、緊急観光誘客促進事業費、感染症予防費などを措 置したもので、歳入歳出それぞれ2,700万円を追加するものであります。

次に、報告第1号和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分については、潟上市在住の男性の運転する自動車が、市道の落蓋式側溝破損箇所に乗り上げた事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について専決処分をしたもので、これを報告するものであります。

以上、提案理由についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承 認、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

- ○議長(吉田清孝君) 次に、議案の説明を求めます。佐藤総務企画部長【総務企画部長 佐藤透君 登壇】
- ○総務企画部長(佐藤透君) おはようございます。

それでは、私から、各議案について補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお願いいたします。

はじめに、議案第36号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

提案理由でありますが、地方税法等の一部改正に伴い、所有者不明土地等に係る課税上の対応及び未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し並びに軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しその他の所要の改正を行うための関係条例の一部を改正する条例について、次のページの専決処分書のとおり専決処分をしたものであります。

3ページからは新旧対照表であります。

56ページまでの第1条から第3条について、主な改正点についてご説明申し上げます。

固定資産税関係では、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応として、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、相続人等の現に所有している者に対し、氏名、住所等必要な事項を申告させることができるとすることや、調査を尽くしても所有者が明らかとならない場合に、使用者を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができるものとするものであります。

個人市民税関係では、すべてのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親間の不公平を解消するため、未婚のひとり親について、寡婦(寡夫)控除の適用や寡婦(寡夫)控除の所得制限等の適用要件など、人的非課税措置の見直しをするものであります。

地方たばこ税関係では、軽量な葉巻たばこの紙巻たばこへの換算方式を見直すもの であります。

以上により、所要の改正を行う必要があったことから、関係条例の一部を改正する 条例の専決処分を行ったものであります。

以上をもちまして、議案第36号の説明を終わりますが、ご承認賜りますよう、よ ろしくお願い申し上げます。

次に、議案書57ページをお願いいたします。

議案第37号令和元年度男鹿市一般会計補正予算(第8号)の専決処分についてで

あります。

補正予算書でご説明いたしますので、恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度一般会計補正予算(第8号)であります。

本予算は、令和2年3月定例会以降、地方交付税及び市債等の確定に伴う予算措置について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、その承認を求めるものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,637万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ160億8,417万円とするものであります。

この予算規模は、前年度当初予算に比べますと8.7パーセントの増となっております。

2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては 第1表で、第2条の市債の補正は第2表で、それぞれご説明いたします。

恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出予算補正でありますが、補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入についてであります。

2款地方譲与税は1,310万8,000円の追加でありますが、1項地方揮発油譲与税は109万7,000円の減額、2項自動車重量譲与税は1,396万円の追加、3項特別とん譲与税は3万円の追加、4項森林環境譲与税は21万5,000円の追加であります。

- 3款利子割交付金1項利子割交付金は、341万4,000円の減額であります。
- 4款配当割交付金1項配当割交付金は、152万5,000円の減額であります。
- 5 款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金は、236万7,000 円の減額であります。
- 6款地方消費税交付金1項地方消費税交付金は、4,407万3,000円の減額であります。

7款ゴルフ場利用税交付金1項ゴルフ場利用税交付金は、74万7,000円の追

加であります。

次のページをお願いします。

- 8款自動車取得税交付金1項自動車取得税交付金は、764万5,000円の追加であります。
- 9 款環境性能割交付金1項環境性能割交付金は、222万4,000円の減額であります。
- 10款国有提供施設等所在市助成交付金1項国有提供施設等所在市助成交付金は、 76万8,000円の追加であります。
- 11款地方特別交付金は、2,589万2,000円の追加でありますが、1項地方特例交付金は、440万4,000円の追加、2項子ども・子育て支援臨時交付金は、2,148万8,000円の追加であります。
- 12款地方交付税1項地方交付税は、1億6,611万3,000円の追加で、特別交付税であります。
- 13款交通安全対策特別交付金1項交通安全特別対策交付金は、25万1,000 円の減額であります。
- 15款使用料及び手数料1項手数料は、273万7,000円の減額で、保育料などであります。

次のページをお願いします。

- 16款国庫支出金2項国庫補助金は、69万7,000円の追加で、子ども・子育て支援交付金などであります。
 - 17款県支出金3項委託金は、54万円の減額で、道路維持費委託金であります。
- 20款繰入金1項繰入金は、246万9,000円の減額で、地域振興基金繰入金であります。
- 23款市債1項市債は、900万円の減額でありますが、第2表市債補正でご説明いたします。

以上の結果、歳入合計は1億4,637万円を追加し、予算の総額を160億8,417万円とするものであります。これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源72.9パーセント、特定財源27.1パーセントであります。

次のページをお願いします。

次に、歳出についてであります。

- 2 款総務費1項総務管理費は、1億8,096万1,000円の追加で、財政調整 基金積立金などであります。
 - 3款民生費2項児童福祉費は、財源補正であります。
- 5 款労働費1項労働諸費は、37万4,000円の減額で、就業資格取得支援助成金であります。
- 7款商工費1項商工費は、270万8,000円の減額で、商店街創業チャレンジ等支援負担金などであります。
- 8 款土木費は、3, 150万9, 000円の減額でありますが、2項道路橋梁費は、2, 810万6, 000円の減額で、道路維持費などであります。
- 3項河川費は、163万3,000円の減額で、滝川河川改修事業費などであります。
 - 6項港湾費は、177万円の減額で、旅費などであります。
 - 10款教育費3項小学校費及び4項中学校費は、財源補正であります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様 1 億 4 , 6 3 7 万円を追加し、予算の総額を 1 6 0 億 8 , 4 1 7 万円とするものであります。これを性質別比率で申し上げますと、消費的経費 6 6 . 8 パーセント、投資的経費 <math>6 . 4 パーセント、その他の経費 2 6 . 8 パーセントであります。

次のページをお願いします。

第2表は、市債の変更であります。起債の目的と限度額について申し上げます。

男鹿駅周辺整備事業は、630万円を減額し2,250万円に、社会資本総合交付金事業は、230万円を減額し4,650万円に、災害防止事業は、40万円を減額し610万円に、それぞれ変更するものであります。

以上により、本補正予算における市債は900万円を減額し、市債合計は10億 8,286万6,000円と見込むものであります。

以上をもちまして、議案第37号令和元年度男鹿市一般会計補正予算(第8号)の 説明を終わらせていただきますが、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げま す。

恐れ入りますが、議案書の58ページにお戻りください。

次に、議案第38号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由でありますが、地方税法施行令の一部改正に伴い、中低所得者の負担軽減を図るため、課税限度額及び軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

5 9 ページからは新旧対照表であります。主な改正点についてご説明申し上げます。

課税限度額の見直しにつきましては、医療給付費分を現行の「61万円」から「63万円」に、介護給付金を現行の「16万円」から「17万円」にそれぞれ引き上げ、後期高齢者支援金分と合計で、現行の「96万円」から「99万円」とするものであります。

軽減判定所得基準額の見直しにつきましては、5割軽減の対象となる世帯の基準額の算定においては、同一世帯被保険者の数に乗ずべき金額を、現行の「28万円」から「28万5,000円」に、2割軽減の対象となる世帯の基準額の算定においては、同一世帯被保険者の数に乗ずべき金額を、現行の「51万円」から「52万円」にそれぞれ引き上げ、5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の範囲を拡大するものであります。

以上で、男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容について説明 を終わらせていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いい たします。

次に、議案書63ページをお願いします。

議案第39号令和2年度男鹿市一般会計補正予算(第1号)についてであります。 補正予算書でご説明いたしますので、恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお 願いいたします。

令和2年度男鹿市一般会計補正予算(第1号)であります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,700万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ152億3,700万円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと 0.2パーセントの増となっておりま

す。

予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の債務負担行為の補正につきましては第2表で、それぞれご説明いたします。

恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出予算補正でありますが、補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入についてであります。

20款繰入金1項繰入金は、2,700万円の追加で、財政調整基金繰入金であります。

以上の結果、歳入合計は 2, 700万円を追加し、予算の総額を 152 億 3, 700万円とするものであります。これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源 73.6 パーセント、特定財源 26.4 パーセントであります。

次のページをお願いします。

次に、歳出についてであります。

4款衛生費1項保健衛生費は、156万9,000円の追加で、感染症予防費であります。

7款商工費1項商工費は、2,543万1,000円の追加で、経営安定資金危機 関連枠利子補給金などであります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様 2, 700万円を追加し、予算の総額を152億3,700万円とするものであります。これを性質別比率で申し上げますと、消費的経費 67.3 パーセント、投資的経費 8 パーセント、その他の経費 24.7 パーセントであります。

次のページをお願いします。

第2表は、債務負担行為の追加であります。

経営安定資金危機関連枠利子補給金は、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を1,520万円とするものであります。

以上をもちまして、議案第39号令和2年度男鹿市一般会計補正予算(第1号)の 説明を終わらせていただきますが、議案第36号から議案第39号まで、ご可決、ご 承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。 ○議長(吉田清孝君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

8番佐藤巳次郎君の発言を許します。8番

- ○8番(佐藤巳次郎君) この補正予算は、一問一答とかはできねえんだよな。
- ○議長(吉田清孝君) 暫時休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時32分 再 開

○議長(吉田清孝君) 再開いたします。

8番

○8番(佐藤巳次郎君) 議案第39号の令和2年度補正予算についてお伺いいたします。

ページ10ページになりますが、保健衛生費の、この新型コロナウイルスの関係のことについてお伺いしますが、この感染症予防費消耗品費が109万9,000円、医薬材料費47万円ということですが、この消耗品っていうのはどういう内容なのか。医薬材料費、これは感染した場合、例えば、みなと病院に行った場合の医療費というわけでもない。どういう内容だかちょっとわからないので、ひとつお聞かせ願いたいなと思います。

それから、商工費の1目の商工振興費1,250万円、経安定資金危機関連枠利子補給金ということですが、これは、1,250万円は利子の分だと思います。利子の分で、それを市の方で支援していくということだと思いますが、この経営安定資金ってあります、経営安定化資金でもなく、「化」を入れるんじゃないかなと思っていますが、そのあたり、経営安定資金なのか、そのあたりちょっとわからないので。こういうのを、まあ例えば今回のコロナウイルスの関係でだとすれば、これらに対する原資っていいますか、利子の補給金は1,250万円でしょうが、借り入れした場合のその原資というのはどうなっていくのかなと。まあ銀行に借りていって、自分で金融機関で借りて、その分のどのぐらいか市の方で支援していくということなのか。市の原資でやるのか、金融機関の原資でやるのか、そのあたりちょっとわからないので、ひとつお聞かせ願いたいなと思います。

それから、緊急宿泊支援事業補助金が1,000万円ありますが、これは1人当たりどのぐらいの支援にしようとしてるのか。何人分なのか。この宿泊は、どういうところに限定されているのか。これどこに泊まってもいいものなのか。男鹿市内のホテルとかその他の宿泊施設なのか。そこのあたりどういうふうになってるのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長(吉田清孝君) 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長(山田政信君) おはようございます。

私からは、令和2年度一般会計補正予算(第1号)の市民福祉部関連予算について 説明させていただきます。

本補正予算におきましては、4款衛生費1項保健衛生費として156万9,000 円を措置させていただいております。すべて、このたびの新型コロナウイルス感染予 防対策としての消耗品、医薬材料費でございまして、具体的には、市の業務で現在必 要とされているマスク、体温計、アルコール消毒液などの購入費であります。消耗品 につきましては、マスク、体温計等でございますが、医薬材料費につきましては、ア ルコール消毒液がその中に入るものでございます。

なお、今後の感染拡大状況等によりまして予算に不足が生じる場合におきまして は、再度補正予算で対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長(吉田清孝君) 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○**観光文化スポーツ部長(小玉博文君)** 私の方からは、観光文化スポーツ部関係の内容についてお答えさせていただきます。

はじめに、経営安定資金の件でございます。

名称でございますけれども、この制度はですね県の融資制度でございまして、名称が「経営安定資金」という名称となっております。

この制度でございますけども、今、新型コロナウイルスの感染、まあ感染の影響を 受けまして、多くの事業者の皆様が非常に資金繰りに苦慮してる状況でございます。 まあそうしたことを踏まえまして、県では、その経営安定資金の危機関連枠という枠をですね新たに設けているところでございます。限度額でございますけども、1事業者当たり 5, 000万円、利率については 1. 15パーセントということで、10年間の借入期間と、まあ最長で 10年間可能となっております。

そこで、市といたしましては、事業者の皆様の負担軽減を図る観点から、この1. 15パーセントに係る利息分、これを2年間にわたりまして負担するということで、 今回補正予算の提案をさせていただいたものでございます。

続きまして、緊急宿泊支援事業補助金でございます。

経営安定資金につきまして、原資がどうなってるかというご質問でございました。 これにつきましては、金融機関の原資を活用するということになっております。 で、万が一ですけども、貸し倒れ、そういうことの懸念がございますので、ここは信 用保証協会が代弁するというような対応をすることにしております。まあそういった ことで、金融機関の皆さんがですね安心して事業者の皆さんにお金を融資できるよう な円滑な仕組みがとられているところでございます。

続きまして、緊急宿泊支援事業補助金でございます。

これにつきましては、宿泊のですね事業においてはですね、大幅なキャンセルが生じているということを先ほど市長が申し上げたとおりでございますが、まあ市のですね基幹産業である観光業、特にその中核をなします宿泊事業者の皆さんの下支えが喫緊に執り行うことがですね今求められているところでございます。そういったことを踏まえまして、市民の皆様にですね市内の宿泊先をご利用いただいた場合にですね、お一人様1回につき5,000円、これをですね負担させていただくという内容としております。

これにつきましては、予算上 2 , 0 0 0 人分ということで措置しておりまして、 5 , 0 0 0 円掛ける 2 , 0 0 0 人ということで、1 , 0 0 0 万円の補助枠を設定させていただきたいと考えております。

私からは以上となります。

- ○議長(吉田清孝君) 再質問ありませんか。8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) そうすれば、この商工振興費に関係して、この融資の条件と かそういうのは、具体的にどういう方々が対象なのか。今回のコロナウイルスの問題

でお客さんが減ったとか、どのぐらい減ればどのぐらい融資してもらえるとか、いろいるそういうのって借り入れの条件があろうかと思いますが、そこら辺はどういうふうになっているのか。信用保証協会の保証だということで保証人は要らないということだと思いますが、そうすれば、保証料等については、この利子補給金の中に入るのか。当然、信用保証協会にも保証料払わなければいけないと思いますが、そこら辺はどういうふうになっているのか。まあ1,250万円の利子ということになれば、どのぐらいの額に相当するのか、融資の額がだすな。なるのか、そのあたりもお聞かせ願いたいと思います。

それとあわせて、今回のこの融資に合わせて、実際、男鹿市のホテル関係とか、それから観光の業者、お土産屋さんだとか、それからバスだとか、いろいろこう影響ある業種があるわけですけども、それらの現在の影響だすな。コロナウイルスにかかわって非常にどのぐらいの減収とか、そういうのをまとめたものがあるのかどうか。そしてまた市の方で、やはりそういう業種の方々に対する聞き取りだとか、そういうのが当然やって、支援策も市の独自の支援策も考えていくべきじゃないのかと思いますけれども、先ほどの説明では、県の方での利子補給は、これは全部市の負担ということになろう、なるのではないかと思いますが、そこら辺ひとつお聞かせ願いたいということです。

それからあわせて、この緊急宿泊の補助金が1,000万円で2,000人分だということですが、これは市内、市民だけに限定してるのか、市外の方々が男鹿のホテル等を利用した場合も該当するのか、そこら辺についてもお聞かせ願いたいなと思います。

○議長(吉田清孝君) 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○**観光文化スポーツ部長(小玉博文君)** 6点のご質問だったと思います。

はじめにですね、経営安定資金の件でございますけども、保証料につきましてはですね、これは県と信用保証協会の方で按分して負担するということで、一切かからないと、利用者の皆様はかからないという条件になっております。

続きまして、1,200万円の利子ということで、まあその貸付、大体どの程度想 定されてるかということでございますけども、12億円を想定してございます。この 12億円につきましては、東日本大震災のときに同様にですね、やはり制度がございまして、その際にですね12億円の枠を設定して対応したという実績がございますので、まずはその枠で予算を想定しております。

それからですね、ホテル、観光バス、さまざまな影響が出てるということで、その 影響額について把握してるかということでございますけども、実際の金額のところま ではですね十分にまだ把握できておらない状況でございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、人数でいきますと、宿泊事業を営まれてる方におきましては約1万8, 000人のキャンセルが出ているということでございます。

我々はですね、機会あるごとに事業者の皆様といろいろですねお話をさせていただいておりまして、その際にもですね状況も確認させていただいております。おとといもですね、宿泊事業者の皆様といろいろとお話をさせていただきまして、非常に大変な思いをされてるという実態も確認してます。お客様と接するときもですね、当然3密にならない状態にするとか、あるいは、ある程度、ちょっと非常に申しわけないけども、お客様と距離をとって対応させていただいてるというようなお話も伺っておりまして、相当お客さんに対してはですね、丁寧な対応をされてるというところは把握しております。ただ、経営的にはですね、やはり非常にキャンセルが多くて、非常に厳しいということでおっしゃられてる方が多かったと思います。中にはですね、既に休業されてる事業者の皆様もおりまして、まあ4月いっぱい休業するという宿泊事業者の方も出てきているところでございます。

続きまして、宿泊の2,000人分の対象でございます。

市民の方を限定にして実施するのかということでございますけども、今回は市内限定という形で実施させていただきたいと考えております。まだ幸いにして、まず男鹿市内におきまして新型コロナウイルスの感染という報告はされておらない状況でございますので、まずは市民の方限定で行いまして、まず実際にですね宿泊施設を使っていただいて、改めてその男鹿のですね観光、それを見つめ直す機会にもなればということで考えております。

で、当然ですね、まあこういった状況でございますので、コロナウイルスのですね 感染に関しまして、当然発生してしまったとか、あるいは県のですね緊急事態宣言が 発令される場合にはですね、ただちにこの事業を中止してまいりたいと考えておりま すので、ご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上であります。

- ○議長(吉田清孝君) 再質疑ありませんか。8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) 休業されてる事業者もおられるという意味では、非常に大変だと思いますが、そこで働いている方々に対する支援っていうのか、まあその事業者はもちろんですけども、いろいろ国等での手当もあろうかと思いますが、そこら辺について、そういう休業した会社なり、それから従業員等からの相談等が来ておられるのかどうか、そこら辺をひとつお聞かせ願いたいなと。

それで、実際、ホテル業者とこの被害に遭われている方々の状況というか、被害額等も含めてだすな、把握しているものかどうか。把握する必要があろうかと思いますが、今後どういうふうな対応をしていこうとしてるのか、ひとつお聞かせ願いたいなと。

それとあわせて、この自粛の要請ということで、感染症対策の市民への周知という ことについて、市ではどのように考えていらっしゃるのか。どういう市民周知の方法 でやろうとしてるのか、そこら辺もひとつお聞かせ願いたいと。

それと、政府では、各県や市町村に対しての経済対策として1兆円の臨時交付金を 出すということになっていると思いますが、男鹿市への配分というのはどのぐらいに なるのか、そこら辺もお聞かせ願いたいと。

それから、こういう被害に遭われている事業者や個人の方もいらっしゃると思いますが、市としての例えば税の減免だとか低所得者への対策等、そういう独自の施策の必要性についてどう考えているのか、やろうとしてるのかもあわせてひとつお聞かせ願いたいと。

それと、小・中・高校生へのこのコロナウイルスによる影響、それから学校の休校 等もあるわけですが、それらの影響と、その子どもに対するいろんな対策等、どのよ うに現在までやってきてるのか、これからどうしていこうとしてるのかも含めて、ひ とつお聞かせ願いたいなと思います。

それと、この新型コロナウイルスへの市民の相談等がいろいろあろうかと思いますが、その窓口をきちっとやはり設置する必要があるのじゃないかと思いますが、そこ

ら辺についてもあわせてお聞かせください。 以上です。

○議長(吉田清孝君) 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長(佐藤透君) 私からは、経済対策の1兆円の配分の部分と、税の減免 関係、それと市民相談窓口の設置に係る部分についてお答えさせていただきます。

まず、1兆円の臨時交付金の配分の見込みについてでございますが、国では、各地方公共団体の交付限度額という言い方をしておりますけれども、この限度額につきましては、人口、新型コロナウイルス感染症の感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に応じて配分を予定するというぐあいにしており、現在、具体的な数字はまだ示されていないものであります。

次に、税の減免のところでございますけれども、まずは既存の制度の中で、徴収猶 予や減免措置ができる部分がございますので、まずその制度の中で対応していきたい というぐあいに考えております。

しかしながら、国の方では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、この中で、 徴収猶予の特例制度や、感染症により一定程度収入が下がった方に対して、国民健康 保険、国民年金等の保険料の減免等を行った場合の財政支援について示されておりま す。その内容等を精査して、この部分については対応してまいりたいと考えておりま す。

次に、市民の相談窓口の設置についてでございますけれども、この部分につきましては、新型コロナウイルス感染症そのものに対する相談窓口については、さきにチラシを全戸配布させていただいているとおり、保健センターの方が窓口になってございますが、それ以外の部分につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けての相談という窓口につきましては、それぞれ所管する部署で対応してるところであります。

ただし、この相談内容につきましては、おのおの違うことから、現在はそれぞれの窓口で対応しておりますが、今後、緊急的な対応が必要になった場合は、この窓口の一元化という部分についても検討が必要になろうかと考えているところであります。 あわせて、相談の窓口につきましては、ホームページにも掲載しておりますし、5

月号の広報にも相談窓口の案内をさせていただきたいというぐあいに考えております。

○議長(吉田清孝君) 栗森教育長

【教育長 栗森貢君 登壇】

○教育長(栗森貢君) それでは、市内小・中学校への影響と対策についてということについてご説明いたします。

まず、学校が開校しまして最も大事にしていることは、児童・生徒の生命を守り、 教職員の健康を維持することを最優先に考えております。

3月2日からの全国一斉休業によりまして、学習のまとめや一部履修ができなかった学習内容がありました。この点については、4月6日からの学校再開以降、計画的に補充学習を行い、学習内容に未履修部分がないように各校において取り組んでおります。

全国的な感染拡大の状況によりまして、修学旅行の延期や宿泊学習の中止など、学校行事の中止や延期が余儀なくされております。今月に予定されておりました運動部活動の中学校の春季地区大会も、そしてまた5月に予定されておりました県中学校春季大会も中止となっております。

今後、各種行事や大会の中止・延期により、学習活動や部活動の目標を見失うことがないよう、児童・生徒への個別指導や心のケアというものを実施していくとともに、感染防止対策を学校として、そしてまた市教委として徹底した上で、実施可能な学校行事の持ち方について、各校の実態に応じて柔軟に対応してまいりたいと思っております。児童・生徒が安心して学習活動が継続できるよう、できる限りの感染防止対策を徹底してまいりたいと思います。

なお、高等学校につきましては、県教育委員会の所管となりますけれども、市内 小・中学校と同様な対応がとられるものと考えております。

以上です。

○議長(吉田清孝君) 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長(山田政信君) 私からは、感染症予防の市民周知につきまして、並びに生活困窮者への対応ということでお答えしたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症の市民周知についてでありますが、市では、これまでも感染予防対策への協力、発熱等の症状がある場合の対応の周知など、感染防止を図るため、市のホームページ、広報、防災無線のほか、チラシの全戸配布などを行い、周知に努めてまいりました。さらに、このたびの国の緊急事態宣言が出されたことを受けまして、感染拡大地域との往来増加が想定されることから、市としても感染防止を強化することといたしまして、不要不急の県外への出張・旅行の自粛など、県の緊急広報に沿った周知を図るため、全戸にチラシ配布を行うこととしております。今後におきましても、感染拡大の状況や国・県の対策などを勘案しながら、随時市民周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に困っている方への対応についてでございますが、市では、新型コロナウイルス感染症の影響で仕事を失い、収入が大幅に減少したなどの場合、従来からあります生活困窮者自立支援制度を活用していただき、就労支援や相談支援を行うこととしております。また、社会福祉協議会で行っております生活福祉資金の貸付制度を紹介するなど、課題の解決や世帯の自立を支援しているところでございます。

現在、社会福祉協議会への相談は10件ほどあると伺っております。現段階では、 国・県の制度を周知して、活用を図ってまいりたいと考えているところであります。 以上です。

- ○議長(吉田清孝君) 8番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。
- ○8番(佐藤巳次郎君) どうもありがとうございました。
- ○議長(吉田清孝君) 次に、15番三浦利通君の発言を許します。15番
- ○15番(三浦利通君) 私からも、新型コロナウイルス関係の件で何点かお尋ねします。

先ほど佐藤巳次郎議員からもありましたので、何点かこう重複する質問もありますけれども、まあ重複する面については、まず割愛しますけれども、そうすれば、先ほどの市長から説明要旨の中で、今のコロナウイルス感染に対する施策の基本的な考え方示されておりますけれども、ただ、ちょっと言わしてもらえれば、国・県に追随する、歩調を合わせるような対応策の考え方がおおむね示されているのかなと。市独自で、先ほどあったような観光関連の支援策とかも含めた財政出動も含めて、市が独自

に可能な限り、この大きな問題に対して対応するんだと、それらがちょっと見えてこないっていうか、少ないっていうような感じがいたしますけれども、まあ市長自身、この辺についてどうとらえているのか、ちょっとありましたらお聞かせください。

2点目は、市内経済における影響被害状況ですけれども、先ほどもありましたけれども、直近の具体の影響状況が正確に担当部長からは把握されておらないということでしたが、部長、たまたまあなたも4月から県から来られて、こういう問題やられてご難儀なことで、まず御苦労さんですけれども、それではぐあい悪いのではないか、悠長でないかと。既によ、まず3月からよ、特に先ほど来議論あったように男鹿市っていうのは観光がいろんな面でこう重要な役割を果たしているっていう面からすれば、少なくとも3月末なら3月末時点で、関係者の皆さんからいろんなや調査をしながら、数字的なものを、その時点での被害の状況って積み上げて我々議会にも示してもらわなければぐあい悪いのではないか。何を根拠にして、こういう対応策やるのかって見えてこない。この後っていうなことで、日増しによ、いろんな影響が大きくなっている状況からすれば、悠長でないかと言われてもおかしくないっていうなこともあろうかと思いますけども、この辺や、どういうことなのか。

で、既に先月にはよ、観光協会から要望書も出てきたり、それから融資の関係では、商工会が窓口となって、まあ相談とか具体的に申請等もなされてる、スタートしてるっていう状況があることからすれば、それらの具体的な数字等も含めて、被害の状況っていうのは一定の把握ってのは可能なんでねえがなっていうな気がしますけども、その辺どうなのか。

それから、補正予算で先ほどあったような内容が示されておりますけれども、宿泊助成、さらには融資の関係の先ほどあったような申請、具体的な手続等がスタートし、いつからそういうものが当事者の皆さんに提供できるのか、その辺のスケジュール的なものをちょっとお聞かせください。

それと、佐藤議員からもちょっとありましたけれども、今、特に大きな観光関係の ホテルとか宿泊施設については、臨時職員、パートについては、ほとんど休業、休ん でいただいていると。正職員についてはそうでもないっていうな状況ですけれども、 こういう方々、休んでおられる方々、市民については、相当やっぱりよ所得減ってい うような、所得がややもすればほとんど入ってこないってなとこで、相当難儀を強い られている。この後、もしかすれば数カ月続くっていうな状況。これもまあ把握されておらないといえばそれまでですが、その辺に対するよ、まあ国では休業支援はするんだっていうことですが、国のやることっていうのは相当やっぱり時間もかかって、具体ってのは先ほどもあったようになかなか見えてこないと。そうだとすれば、市がよ、それ独自のやっぱり支援策を出してもおかしくねえがなっていう、その考え方もあろうかと思いますけど、その辺はまあ、これ担当部長って、これ市長になるかもしれねえけども、その辺については内部でどういうこう協議等なされているのか、お聞かせください。

それから、融資の関係ですけど、融資資金の関係ですけれども、補正予算にありますように、先ほどご答弁なさったように、県の資金に対して利子補給をしていくと。で、10年の償還で、具体的には令和3年以降から償還がなされて、で、2カ年の利子補給って。借りる側は、今言ったような状況の中で、経営を維持するために資金を借りて当面はやっていく。しかしながら、なかなか収入的には一気に改善ってのは恐らく見えてこない状況からすれば、当分やっぱり経営面では今まで以上な難儀を強いられる状況が明確な中で、私から言わせれば、償還が進んでいくのに元金が減っていくわけですから、利子補給の部分っていうのも、仮に10年間やっていくとしてもそんなに大きな負担ではないとすれば、市がこの際、10カ年よ、最終償還が終わるまで利子補給をしていくんだっていう、そのぐらいやらなければいけない気がしますけれども、いかがでしょうか。

それともう一つは、県の資金っていうことですが、まあこの後、県もスピード感を持って恐らくやるでしょうが、それにしても、この資金に対象ならなかった関係業者なり経営者の方々がおるとすれば、その辺の対応どうするのか。ややもすれば、国とか県の資金っていうのは、皆さん余り借りたねえがらわがらないがども、結構やっぱり条件的に厳しい条件が付加される、求められるっていうなこと。特に中小、比較的経営が小さい商売の方々って、ややもすれば、今のコロナ感染の影響が少ないってなことで対象にならない経営者の方々も出てくる可能性大だと。そうだとすれば、市独自でこの際、融資なんかをよ制度を設けてやるっていう、この辺もひとつの手立てでねえがなってな気がします。これは、かつてさまざまな冷害等、農業とか水産関係でや経験してきた中で、きちっと市が独自にやった経緯があると思います。そういうも

のを引っ張り出しながらやってもおかしいのではないかなってな気がしますけど、そ の辺のご検討もなさったのかどうか、お願いします。

それと、今回は宿泊助成、それから融資の関係の利子補給ということですが、まあご案内のように、このままでいけば相当長い期間、観光誘客数というのは減っていく、残念ながら減っていく可能性大だと。そうだとすれば、例えば観光関係のホテル・旅館等に対する日帰り客への助成等の手立てなどどうなのか。もう一つは、飲食業の方々も相当やっぱり、お店は開いてるけれどもお客さんがなかなか、今、こういう自粛要請されてる中で動かない、来てくれないっていうことであれば、飲食店への誘導策っていうのはないのかどうか。そこら辺の模索っていうのは、当局でどう考えているのか。その辺についてもお聞かせください。

それと、今言ったような状況を踏まえた中で、今回はこういうふうな内容で市としてやるということですが、この後さらに被害が拡大、残念ながら被害が拡大していった場合の、さまざまな観光業はじめ関連する業界の皆さん、さらには、皆さんもご承知のように、農業関係でも花が価格安くなったり、大変だ。それから、畜産関係でも牛肉の価格が落ちて、3割、4割ぐらい価格が落ちてると。で、水産関係についても、特に高級魚がもう値段下がるだけでなくして売れないという状況が出てきております。で、それがさらに増幅する可能性が大だと。せば、その辺については、どういうふうにするのか等々考えられることは、第2弾、第3弾のいろんな支援、対応策が求められてくる可能性大でねえがなって、そういう観点からすれば、これからそういう市の取組を、いろんな担当課等の中で模索していく状況が強まるのではないかという気がしますけども、この辺についての今後のこう取組の基本的な考え方等についてもちょっとお聞かせください。

以上です。

○議長(吉田清孝君) 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○**総務企画部長(佐藤透君)** 私からは、経済支援の考え方の部分についてお答えさせていただきます。

先ほど質問にもありましたように、国・県の動向に歩調を合わせて、それ以外のと ころは何か見えてこないというような内容だったかと思いますけれども、確かにまだ 国・県の動きというのも明確にまだされてるところでもないわけでありまして、政府 の臨時交付金、この1兆円の配分等も含めて、どのような部分で支援できるのかとい うのはこれからではないかというぐあいに考えているところであります。

独自の支援については、現在、一般財源がこのような状況で限られた財源の中での 対応ということになっておりますので、その部分については、これからまた国・県の 交付金等の使い道を考慮しながら検討していくというぐあいになろうかと思います。

また、今後の第2弾、第3弾の支援対応という部分にも多少触れることになりますけれども、この財源についても、どうやって確保していくのかというところが当然問題になってくるかと思います。ただ、国の方でも長期戦になるということで話がありますので、当然この次の第2弾、第3弾の支援という部分については、観光部門だけの支援ではなく、第一次産業、小売店等々を含めた支援については、検討が必要になろうかと考えております。

○議長(吉田清孝君) 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長(小玉博文君) 三浦議員からご質問のありました、二つ目のですね市内経済における影響額の把握についてでございます。

市としましてもですね、ある程度しっかりとした施策をまず今後打っていくためにですね、これからですね、まず影響度、そういったものの把握に努めてまいりたいと考えております。まず今はですね、喫緊の対策ということで、十分な規模ではないかもしれませんが、まず、早急にまず手を打たなければいけないという思いの中でですね、過去の制度等も、あとそれから財政状況も踏まえながら、まず今回の緊急対策を実施するということでございますので、ご理解をくださいますようよろしくお願い申し上げます。

それから、宿泊助成につきましてでございます。

この制度につきましては、4月の15日から5月末までの期間、市内の市民の皆さんがご利用いただいた場合にですね助成の対象といたします。ただし、先ほど申し上げましたとおり、先着2,000人ということになっておりますので、その時点でまずは終了とさせていただきます。

それで、具体的にはですね、この制度につきましてご可決くださいますれば、速や

かにチラシをですね全戸配布で、作成の上で皆様にお届けしたいと考えております。

それから、大きなホテルの休業に関してでですね、やはり今1件、実際出てきておるところでございます。こうしたところにつきましてはですね、まあ国の雇用調整助成金という制度がございまして、従業員の皆様の休業手当を支給される場合には10分の8。また、一切解雇しないという条件では10分の9のですね助成を国の方から受けられると。そういったことでですね、労働者の方のですね休業補償をするという制度もございます。実際そういった制度に手を挙げてる、まあ県内ではですね手を挙げてる業者さんもいると伺っております。恐らくそういった国の制度などの活用もしながらですね、従業員の皆様の給与、まあ生きてくためのですねその給料、やっぱりそういった補償をしていく必要もあろうかと思います。ただ、それで不十分なもしものがあるとすれば、まあそこでは何らか対応を求められる可能性もありますので、そういった場合に備えましてですね、まず今後の国・県の制度の設計状況とかそういったものも見ながらですね、あとは宿泊事業者、観光事業者、ほかの事業者さんの状況を見ながらですね、さまざまな制度設計、考えてまいりたいと考えております。

それから、利子補給につきまして、元金償還で、完済までですね利子補給をすべきではないかということでございますけども、今回、国の補正108兆円の中で、新たな無利子制度ということで、今、制度設計がなされてるようでございます。そういった制度もございますので、その条件、そういったものもですね見定めて、その上で今回のこの制度も十分活用していただきながらですね、まず事業者の皆さんの資金繰りを支援してまいりますけども、そういった国の制度の状況も見ながらですね、その完済まで利子助成を行うのかどうか、そういったあたりも含めて検討させていただきたいと考えております。

それから、日帰り客、飲食店の皆様へのですね助成です。これにつきましても、 国・県の制度、それから事業者の皆様の実際の状況をですね、そういったものを ちゃんと把握しながら、第2、第3のですね支援に向けた検討を進めていきたいと考 えております。

以上でございます。

○議長(吉田清孝君) 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長(菅原広二君) 補足させていただきます。

議員のご指摘をこう真摯に受けとめてね、いろいろ私たちも一生懸命やってるつもりですけども、ちょっと足りないところがあるなということを感じながら、今、質問を聞いてました。

国・県に追随がほとんどじゃないかと言われましたけども、まあ言われればそのとおりでもありますけども、何とかこの今回の宿泊助成がね、男鹿独自の産業構造っていうか、男鹿に合った独自のもんだと。何とかこのことをやることによって、経済波及効果が2.2倍、農業、漁業、あらゆる産業に影響を及ぼすと、そういう観光産業ですので、何とかそれをまず最初の切り口としてやっていきたい。そしてまた、この状況を見ながら、何とかその観光だけじゃなくて、ほかにこうやっていけるようなそういうことも皆さんから、市民から意見を聞きながら対応していきたいと思ってます。

私の腹積もりですけども、1回これをやっているうちに恐らくコロナウイルスが落ち着かないと、県の対策も出てこないと思います。それが出てきた時点で、また第2弾。そしてまた秋のシーズンオフ、そしてまた冬の閑散期にかけて第4弾とかやれないかなということを思ってます。

あと、具体的な状況の把握、経済的な状況の把握が足りないんじゃないかと言われてますけども、私も、さきの議会終わってから全部の宿泊施設、民泊は行きませんでしたけども、それを全部回りました。その状況を聞きながら、よく頑張ってるなと、もう彼らは、前の東日本大震災、いろんな経験を踏んでやってきて、意見、話を聞きながら逆に私が元気をもらった、そういう次第です。ところが、それから1週間、10日もしないうちに、また局面ががらっと変わってくるんです。私が回ったときは、何とかインバウンドはもともとないけども、連休中の宿泊が結構あるという話でしたけども、それから1週間、10日もたたないうちに、やっぱり連休中の宿泊もキャンセルされてきてると、そういう状況のことも聞いてます。刻々と局面が変わってるので、何とかそれにこう対応するようなやり方をやっていきたいと思ってます。

あとそれ部長が言ったことと重なりますけども、何とか私はこれを切り口にね、市 民がもう一度男鹿を見直していくと。みんなで、旅行業者をはじめ、男鹿の基幹産業 をみんなが支援していくと。そして自分たちも元気になっていくと、そういう姿勢が 大事だと思ってます。

低所得者の件に関しては、ハローワークとも連携しながら対応しようとしてます。 それから、銀行関係の幹部にも、私、4行に連絡取って、何とかよろしく頼むと。 直接会ったりして、そういうことのお願いもしてるところであります。

まあ今回が第1回目ですので、本当にくどいですけども、皆さんから、市民から要望を聞きながらやっていきたいと思ってますので、よろしくご指導ください。 以上です。

- ○議長(吉田清孝君) 再質疑ありませんか。15番
- ○15番(三浦利通君) それぞれありがとうございました。

佐藤部長、国・県の具体のものがまだ見えてこない。市の限られた財源からの捻 出。限られた財源からの捻出。ここ二、三年、皆さんご承知のように、菅原市長は、 スポーツ施設の有料化とか補助金の削減、さらには、今スタートしようとするごみの 有料化、すべからく財政状況が厳しいがゆえに少しずつでも市民から負担を求めてい くと、その考え方が財政から来てる考え方。でも、今回の場合はよ、佐竹知事に言わ せれば、これは戦争だって。もう既によ、東日本大震災を上回るような、日本全体、 国際的にも世界中がこういう大きな影響を受けてる中で、まだ財政だかって。逆に、 先ほど補正の中身見てれば、まず市長以下よ財政の皆さんが努力した結果、結構やっ ぱり財調なんかもよ、特別交付税なんかも何か市長話によれば、総務省に何回か足 運んで、まあ頭下げたのかひれ伏したのかわからないけれども、結構な金額をまず 入ってきてると。それは、さっきあったような財調もよ、比較的従来からすればそこ そこのラインまで詰めた。そうすれば、財調って何のためにや積んでおくのか。皆 さんふだんからや、あんた部長でねがった時代も、前の部長方も、いざ大災害等があ れば、そのために一定のやっぱり金額っていうのは財調備えておかなければ大変だっ て。今、大災害じゃなくていつ大災害だって、そのとらえ方、認識がちょっとずれて ると思うな。市でできる可能なことをや、学者でも何ぼ将来や、このウイルス感染が おさまって、いやあ、あれはやり過ぎた、そのぐらいやらなければいけないんで、 今、そういう政治の手法が求められてる、対応が求められてるっていう学者もいる す。そういった面では、もっとよ財政出動も含めて積極果敢なやっぱり取組っていう のは、今、いろんな影響受けてる関係の皆さんから求められているのではないか。

やっぱり苦しくなれば、声を大にしてなかなか主張できない、要求できないっていうこともあるのでや、その辺もやっぱり加味しながら、あんた方もやっぱりあれだな、むしろ皆さんが組み立てて、幹部職の人方が具体のものを組み立てて、市長と直談判しながらけんか腰でやっていくというぐらいの意気込みが求められんでねえや。繰り返すども、今、この時点においても財政状況がどうのこうのって、これはあれだで、だめだで。もし反論あったらちょっとお聞かせください。

あと、まずやめますけれども、まずいずれにしても今言ったようなことで、何とか 当局もよスピード感を持って、可能な限りの対策・対応をよ、やっぱり市当局がやっ ていくという、これが今一番大事なのかなと思います。

まずそういった面では、何をやっても安倍総理が批判される状況です。で、むしろ小池知事があのとおりマスコミに出る度合いがすごく大きくなった関係上、で、まして国との対応策がちくりちくり批判をしている中で、小池知事の評価も出てきてるって等々のことを考えれば、今、菅原市長がや、どういう支援策、施策をやっていくのかっていうのは、市民も求めてるし、注目も同様にもってるということを何とか念頭に入れてやっていただくことを、ひとつこうお願いっていうより申し入れて終わりたいと思います。佐藤部長、ちょっとご意見お聞かせください。

○議長(吉田清孝君) 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長(佐藤透君) お答えいたします。

確かに、何のための財政調整基金なのかということであります。大盤振る舞いというわけにはいきませんけれども、市民の困ってる部分に対しては、支援できるように 原資を確保して対応したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(吉田清孝君) 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長(菅原広二君) 補足させていただきます。

非常にこう、いいご指摘をいただきました。私が市長なったとき、財調、確か 4 億円ぐらいだったすよな。毎年 2 億円ずつ崩してきて、もう 2 年たてば財政調整基金がなくなると。そういう状況で、今は 9 億円ぐらいあるはずです。それ何でそうなってるかっていうと、運よかったすな。災害がなかった。除雪がなかったと。そういうこ

とと、あとみんなでこう経費削減にあたったと、そういうことだと思ってます。だから、これをいつまでも保ってるっていうことじゃなくて、こういう危機に備えてやってると。貯金と同じだすよな。だから、もしかしてマイナスになることがあっても、皆さんのご理解を得ながらね、思い切って、戦争事態ですから、そのことも考えていかなきゃだめだと思ってます。そのことの、ことをね皆さんからご理解を受けながら、何とか私もそういう気持ちでいますので、何とかお願いします。

それと、議員に一言。いつもここのとこの意見が合わないとこですけども、ごみの問題についても、体育施設の問題についても、私は市民に対して公平さを求めていくと。利用負担の原則っていうか、そういうことだと思ってるので、私は何も財政が悪いからその金を取ると。例えば体育館の使用については、財政がうまくないから金を取っていくんじゃないと。そのことをまず申し上げたい。

それで今、話がちょっとそれてしまいましたけども、そのことについても何とか健康づくりにプラスになっていくと。そこを利用した人は健康づくりになっていってプラスになっていくと。ごみの有料化についても、ごみを、そのごみ袋を高くして、その分税収をふやすっていうことの考え方じゃなくて、みんなが市民参加して、その税、税収って、その節減していこうと。ごみを節減することによって、無駄な金を使うのやめようと、そういうことだと思ってます。私は、市民に負担をかけてるっていうんじゃなくて、節約していくっていうか、市民が参加して大いに財政の健全化に市民も参加してもらうと、そういう気持ちでいます。

以上です。

- ○議長(吉田清孝君) さらに質疑ありませんか。15番
- ○15番(三浦利通君) まず終わりますけれども、ただ、最後に市長にお答えになった部分で、有料化、市民負担部分の件については、まあ別の機会でまたやりとりさせてもらいます。ありがとうございました。
- ○議長(吉田清孝君) 15番三浦利通君の質疑を終結いたします。 以上で、通告による質疑は終了いたしました。 ほかに質疑ありませんか。3番畠山富勝君の質疑を許します。
- ○3番(畠山富勝君) 私からも、宿泊支援についてお尋ねしたいと思います。喫緊の対策ということで、まあ男鹿市民に限定で、まあこのたびの予算こういうよ

うにとったんですけれども、今、不要不急を控え、自粛していただきたいと言いながら、これを今男鹿市民に、ホテル関係、宿泊施設が大変困ってるのでということの整合性っていうのがちょっとわかりませんので、それぞれの関係者からお話をして意見を聞きながらとった対策かと思いますけれども、この整合性についてちょっとご説明いただければと思います。

それで、3 密に対して非常に気を使って営業するというようなお話ですけれども、まあこの100パーセント、3 密というのはなかなか避けることが無理なのかなという思いです。私も実を言うと、さきの魁新聞の中で、ホテルのおかみさんが、地域、県内のお客さんについての6,000円、1 泊大人、子ども半額というようなキャンペーンやって、子ども方を連れて6人で行ったんですけども、まあそういう食事を運んでくる云々となれば、なかなかその濃厚密度が高くなってくるわけですよね。そういうふうな場合、で、男鹿、秋田県は比較的感染者が少ないという中で、まあ都会の方に住んでる子どもさん方を呼び寄せようとしてる。実際にそういう家庭もあるわけです。そういうような方々が今のその宿泊助成金の中でなった場合は、必ずしも先の見えない、しかも目に見えないそのウイルスがこう飛来してるっていうすか、そういう中で、どういうふうな話し合いの中でこういうふうに決まったのかなということをちょっとお尋ねいたします。

○議長(吉田清孝君) 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長(小玉博文君) お答えいたします。

先ほどもですね申し上げましたとおり、宿泊事業者の皆様におかれましてはですね 大幅なキャンセルが生じている中で、極めて経営の存続っていうのがですね困難な状 況になりつつあるというのがまず一つあれです、現状認識でございます。そういった 方々をですね下支えするということが今求められてるところでございますので、それ をいかにしてですね下支えしていくかというところで、市もかなり議論をさせていた だいたところでございます。そういった中で、過去にやってた取組などを踏まえつ つ、やはり宿泊事業者の皆様への、まあお金をですねやはり直接ですね支援するよう な形ができないのかということで、まず今現在ですね、幸いにして男鹿市の方ではコ ロナウイルスの罹患者が出ておらないという状況を踏まえてですね、まあこの制度設 計に至ったものでございます。

我々としましてはですね、やはり観光事業で中核をなす宿泊事業、これが一度倒れてしまうともう元には戻らないと、非常に戻すのは困難な状況でありますので、何とかですね下支えしないといけないと考えてます。宿泊事業というのは、先ほども市長もおっしゃられてましたが、観光消費額に対して2.04倍というですね経済効果が見込まれるものでございまして、これから市がですね発展していく上で欠かせない産業であるというふうに認識しております。そういった中でですね、いろいろ検討を重ねた結果ですね、我々も悩みつつですね制度設計したのがですね、こういうスタイルであったということで、ぜひともご理解を賜りたいと考えております。

それで、先ほども申し上げましたとおり、新型コロナウイルスの感染状況、そういったことを踏まえてですね、ただちにですね中止していくという選択をとってまいりたいと考えております。

それから、今回のですね対象者につきましてですけども、男鹿市に住んでらっしゃる方ということでありますが、住民票、まあ男鹿市に実際に住んでる方ということで限定をさせていただきます。免許証、健康保険証、そういったものなどをですね宿泊事業者の皆様に提示していただいた上で、それを本人確認をした上で、その方をまず対象者ということでさせていただきたいということでございます。

それで、恐らく帰省してこられてる方とかですね、もしかするといらっしゃるかもしれませんけども、この方々におきましては、ぜひとも市民の、私が申し上げることではないかもしれませんが、2週間程度ですね健康観察していただいて、本当に外出していいのかどうか、そういったあたりをちゃんと見ていただきながらですね、それで大丈夫だというときには外出していただくという対応をとっていただきたいということでございますので、ご了承くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(吉田清孝君) 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長(菅原広二君) 補足させていただきます。

議員がおっしゃるように、私も本当にこのことについては心配してます。先ほどから言ってますように、今のところ男鹿市内には、まず発症してないと、コロナウイルス。そのことを入れて、男鹿市民だけで対応したいと。何回も言ってますように、何

かそのことがあったら即中止すると、そういう気持ちです。私たち以上に、宿泊業者の人たちは非常にこう神経を使ってます。いろんなコロナウイルス対策をおのおの考えてやってますので、何とか、万が一あったときは、すぐ中止ということで考えてますので、まず黙ってるよりはまず動いてね、いろんなこう方策を見つけていきたいと、そういう思いですので、何とかよろしくお願いします。

- ○議長(吉田清孝君) 再質疑ありませんか。3番
- ○3番(畠山富勝君) 何かあった場合は中止と。まあ非常に男鹿も密度の、人口密度の緩やかなとこでありまして、もし、観光を標榜していると、観光立市ということを標榜している中で、このこういうふうなのが出たとなると、風評被害っていうのはむしろ取り返しのつかない事態になるのではないかなと思っているところです。

そこで、例えば提案的なことですけれども、財調、今、財調出ました。まあこうい うときに使うべきだと。もしかすると、そういうその論もあるのだなと思っておりま す。で、さっき二、三日前の魁新聞で、国際教養大学が遠隔授業を行うと。いわゆる オンラインをシステム導入ということで、そういうふうになると、まあそれぞれの寮 に入っている学生方が出なければならないというような記事が載っておりました。い わゆる60人ぐらいの学生がいるわけですけども、まあ私方アナログの世界できた人 方は、別にそのノートパソコン一つ持ってってえさ行けば、授業できらあんだべなと 思うけれども、何かなかなかWi-Fiを整備するとなれば、それなりのまあ経費も かかるということですけども、むしろ私たちは、私は、こういう寮を出なければなら ないと。でも、県外が実家があるその若者たちというのは、やっぱりなかなか秋田に いたという方も私いると思うんですよね。そういう人方を、例えばホテルの方へ助成 を出しながら、そういう若者をひとつ、いわゆる移住・定住とかずっと政策をやって きておりますけども、なかなか成果が目の当たりに見えないと。まあ男鹿の場合は幸 いにして、地域おこし協力隊は3年の任期を終えて、地域に定住してまあ就職してる 方が多いですけども、全国的に見ると秋田県は最下位の方だと。やっぱりこういうの を契機に、やっぱりそういう若者に手を差し伸べて、ホテルとかそういうものに部屋 がたくさんあるのでね、そういうふうに助成金を出しながら、男鹿ならではの奇抜な その策というのも必要じゃないのかなと思っております。若者のネットワークという のはやっぱりすごいものがありまして、私、ああいう人方が中・長期的な展望に立っ

て考えた場合には、そういうふうな施策というものを男鹿独自にやって、将来の男鹿の、若者が男鹿に定住するひとつの、いわゆる市長よく切り札と言っておりますけども、そういうふうな希望をもちながらの施策も必要じゃないのかと思いますけれども、そういうふうな考え方についてはどうでしょうか。

○議長(吉田清孝君) 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長(菅原広二君) お答えします。

私は、そういうこう発想がなかったので、そういう考え方もあるなと、そういう切り口もあるっていうことで、何とか頭に入れさせてもらいます。やっぱり問題あるのは、感染防止ということが大事だと思ってます。だからそのことについて、もう一回スタッフで協議させていただきますので、考え方は非常にこう男鹿独自のおもしろい切り口だなと思ってます。

私も議員のおっしゃるとおり、今の若い人たちのね考え方に非常にこう刺激を受けることがいっぱいあります。地域おこし協力隊だけじゃなくて、そのネットワークで県外から訪ねてくる若者たちの発想は、ただ企業を興すだけじゃなくて、先日も来た陸上のノリの養殖をする若者たちは、ただ金もうけだけじゃなくて、何とか福祉事業と連携したいと、そういう気持ちを持ってる若者たちとか、いろんな若者たちがいて、何とかそういうことができればと思ってます。

それから、先ほどちょっと言葉足りなかったんですけども、宿泊助成については、 男鹿だけじゃなくて、やっぱり県内の感染ルートがはっきりしない場合とか、そのこ とに関して即協議して対応していきたいと思ってますので、何とかご理解をお願いし ます。

以上です。

- ○議長(吉田清孝君) さらに質疑ありませんか。3番
- ○3番(畠山富勝君) まあその今の若い人方の奇抜な考えというのは、私方も考えさせる面がたくさんあります。よく、今、ひのめ市とかでやっている若者、ああいう人方は金もうけが下手だとか云々というども、ああいう若者っていうのはね、その金をもうけて人にあげようとか、そういう考えでないです。自分方の考えたことが、そしてお客さんがそれを評価して買っていくと。それに大きな自信につながっていくこと

だと思っております。私がつくって考えたものを、クッキーでも、そういうものをつくってお金を出してそれを評価してもらえると、これが大きな支えになることだと思ってます。そういう環境をこういうときこそつくっていくべきではないかなと思っております。ということで終わります。

〇議長(吉田清孝君) 3番畠山富勝君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。10番佐藤誠君の発言を許します。10番

○10番(佐藤誠君) 通告しないで申しわけございませんが、私からもいくつか質問したいと思います。

まず、今ずっと、きょうは商工費についていろいろありましたけども、で、今回その利子補給についてひとつ伺いたいと思いますが、利子補給は、先ほどの説明によりますと県の融資制度の対象、まあ1.15パーセントでしたっけ、それの部分、そういう制度に対しての男鹿市の補給ということで置いてると言いましたけども、確かに先ほど部長もおっしゃったように、国でもいろいろこの利子補給の制度が今確かに設計されているかもしれません。そういう話を伺っています。ひとつは、まずそういうふうなものが来た場合には、そういったものとの兼ね合いが考えられるということも必要で、そう対策を練られるということもわかりますが、もう一つ聞きたいのは、県の融資だけではなくですね、例えば一般のどうでしょう、金融機関とか、それから何だ、政策金融金庫とか、いろんなところで今、コロナに対してのいろんな融資の制度が打ち出してきていますが、そういうものに対する利子補給というものは考えないのかということについて、私はそういうのも何かこう考えていくべきではないかということを思うんですけども、それに対してのどうお考えなのかを伺いたいと思います。

それから、先ほど来、ひとつ畠山議員がおっしゃってましたけども、緊急の宿泊の 支援っていうことで、男鹿市民が対象だということはわかりましたけども、この間、 この記事が新聞に出たときに、市民の方から、あれ、やっぱり今、不要不急の外出を 控えろと言ってるのに、これ何で今こうやってやるのかなということで、そういう意 見もございました。で、例えばその宿泊施設の方で、何かそれに対して、例えばこう やって打ち出したときに、じゃあ10人で男鹿温泉さ行きましょうとかっていう話に なってくる場合もあるし、何か逆に、いや、例えば何人以内で使ってほしいとか、何 人ぐらい程度でというような打ち出し方をしないのかなと、する必要がある、そうい う対策みたいものを何かこうとるのかなということを思ったんですけども、いわゆる この整合性の問題との対策ですね、それを伺いたいと思います。

それから、ちょっと細い話になるんですが、37号、令和元年度の補正予算書の中から、ページでいくと15ページなんですが、一番上の子ども・子育て支援臨時交付金、この臨時っていうのは何か目的があると思うんですけども、この目的がわかったら教えていただきたいと思います。

それから、同じ予算書の中で18ページ、歳出で企画費の男鹿駅周辺整備用地測量業務100万円のマイナス、それから周辺整備基本設計業務231万8,000円の減額、それから実施設計業務543万2,000円の減額云々あります。補償云々もちょっと細かいのありますけども、これの、これが減った理由を教えていただきたいなと思います。

それから、36号の件について、議案書のまあ3ページあたりからなるんですが、ここに行くと、いわゆるこの男庭市市税条例の一部を改正する条例ということであるんですが、これでいくと、新しくこのひとり親というのが加わってくるんですが、ぱっと見ると、下から9行目か10行目あたりに、寡婦控除額、ひとり親控除額、改正後がそうなるんですね。改正前は、寡婦(寡夫)、この寡夫は夫もなるんですけども、今度、夫の寡夫がなくなった理由がちょっとわからなくて、いわゆるまあ寡婦って、まず離婚したり、ひとりになってしまったお父さんや、ひとりになってしまったお母さんのことなんですけど、このまず男やもめっていうか、その部分がなくなってしまってるんじゃないかなと。どっかでこれ含まれているのか。それをちょっと条文の方として質問したいと思います。ちょっと理解がちょっとできないのでお願いしたいと思います。

それから、同じその、今度固定資産税の納税義務者等で、今回はいわゆるこの所有者が亡くなったりして、結局は死亡したりして、そういうときに、じゃあ実際の使用する人、それに、その人にこの請求しようと、そういうのを調べて請求しようというような形になると思うんですけども、それはそれでいろんな相続人を調査したりして出てくると思うんですが、例えばこういうことが、まあいい機会だからちょっと、やっぱり問題になってるのが共有名義のやつなんですね。共有名義、まあ二人三人だったらすぐわかるんですけど、10人も20人共有してる場合があって、そういう

場合に、なかなか、多分請求は代表者に請求行ってると思うんですね。で、その代表者もだんだんだん年とってきて、共有名義にしてたその20人だったら20人の人もだんだんだん年とってもこって、どんどん負担が代表者、残った代表者、残ってる人たちで分割して割ってってるような状況なんですが、して、その代表者になってる人もそろそろ容易でなくなってきてると。自分が亡くなってきたら、亡くなったらこれどうなるんだろうかということに対して、なかなか市に、国も困ってるかもしれませんけども、市もなかなか回答が出ないでそのままずっと来ている。そうなった場合に、だれもこの今度、市でも、もしその人が亡くなったり、相続する代表者も亡くなったり、いろいろした場合に、どこ、だれに請求してその分がなっていくのか。そういうことあたりがなかなか解決されていない問題で、もし亡くなった場合は、あれだれにも請求できない。では、市は多分、その共有者を把握していないという状況が出てくると思うんですね。で、それに対してどのような対策を練っていくのか。そういうことを何かわかったらお知らせ願えればと思います。

○議長(吉田清孝君) 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長(小玉博文君) お答えいたします。

私からは、まず日本政策金融公庫などのその融資制度に対しても助成すべきではないのかというご質問に対してのお答えです。

今、国が総額108兆円のですね経済対策を講ずるという中にですね、日本政策金融公庫などの無利子融資の創設ということもございます。ですので、まず市といたしましては、まず一番利用しやすい、身近な金融機関を通して利用しやすい、まずその県の保証制度ですね、融資制度に対しての助成を、まずはそれを措置していきたいと考えてまして、今回提案させていただいたものであります。ただ、108兆円の中でですね、そういった無利子融資制度も創設されるようでございますので、それと合わせて、まあ実際に事業者さんが幅広くですねご利用いただけるように、まあいろいろ銀行さんとかそういったところと連携してですね進めてまいりたいと思います。

続きまして、宿泊助成の件でございますけども、不要不急というお話でございました。これに対しては、宿泊事業者の皆様に4月8日にですね実際にお会いさせていただきまして、今現在もさまざまな対応策をお客さんに対してとられておるんですが、

さらにですね気をつけて対応いただけるようにですね、宿泊事業者の皆様に要請させ ていただいたところでございます。

私からは以上でございます。

○議長(吉田清孝君) 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長(佐藤透君) お答えいたします。

まず、令和元年度の専決の予算の中での男鹿駅周辺の減額部分についてのお話でございましたけれども、この部分については、請負差金等の精算のための減額となっております。

それから、男鹿市条例等の一部を改正する条例等々の中での寡夫、夫の部分がなくなった理由ということでございますけれども、これについては、上位法であります国の地方税の改正の中で文言がこのように変わったというところでございます。決して、寡夫、夫がなくなったということではなくて、寡夫、夫のところを「ひとり親」という表現に変えるという内容でございますので、ご理解願いたいと思います。

また、共有名義等々のご心配の部分についてでありますけれども、課税のための請求者、請求先をどこにするかということのための明確な条文というぐあいに今回はなってございます。その部分について、だれもいなくなった場合どうするのかというところでありますけれども、その部分については、現在もだれに請求するのかということで追跡調査をして対応しているところであります。あくまでも本当にだれもいなくなった場合の部分については、法律等々踏まえての検討になろうかと思いますが、できるだけそういうことのないように、調査については十分していきたいというぐあいに考えております。

○議長(吉田清孝君) 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長(山田政信君) お答えいたします。

私からは、令和元年度一般会計補正予算の歳入であります子ども・子育て支援臨時 交付金につきましてご説明させていただきます。

これは、保育園の無償化に伴う交付金の臨時交付金でございまして、今年度、令和 元年度単年度分の交付金、地方特例交付金ということで措置されているものでござい ます。

以上です。

○議長(吉田清孝君) 再質疑保留のまま、午後1時まで休憩いたします。

午後12時03分休憩

午後 1時00分 再 開

○議長(吉田清孝君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

再質疑ありませんか。10番佐藤誠君

○10番(佐藤誠君) 午前中に答弁いただいて、大体わかりました。そんなにないんですけど、最初の、後で言ったところの寡夫のところなんですけど、この条文を、議案書の3ページの条文見ると、先ほどの説明によると、寡夫、夫の方、これの分も「ひとり親」ということで入っていると、「ひとり親」に入っているということであれば、新しいこの改正後の条文で、女性を、婦人の婦をつけた寡婦は要らなくなるんでないかなと。ひとり親だけで、この条文はよくなるのかなと思って、この辺がちょっと引っかかったので聞きました。なぜこれ、じゃあ、この婦人の婦の寡婦、女性の方は残すのかなと、これについて条文はそういうものなのかなと、よくわからないので教えていただければと思います。

それから、大体もう本当にわかったんですけど、男鹿駅周辺の設計料とかが差金で、契約の差金でもってこれが今あがってきたということなんだけど、まあ補正になぜ今あがるのかっていう疑問もあったんですけど、本来であれば3月あたりで本当はあがってこなきゃいけないのがこういう補正の性格ではなかったかなというのがひとつありました。

それで、もう一つは、これ例えば実施設計が差金まで出てきてここでひとつ区切りがついたということであれば、実施設計というのは我々に示された、どこまでのまず図面というか、どこまでの計画が実施設計なのか。もう実施設計としては全部終わったのか。まだまだ何かこう検討していくようなこともちょっと3月議会ではありましたけども、そういうのも実施設計の中に入るのか。含まれてまだ計画がされていく、設計がされていくのか。それを伺いたいと思います。

それからもう一つは、結局はそういうもろもろの金額でもって、財調が確かに1億

9,337万8,000円ですか、ぐらいまた積み立てすることになるんですけども、やはり先ほど来、午前中あったように、こういう緊急事態ですので、ぜひこういうのを積極的にどんどん使っていっていただければと思います。今、本当に男鹿市ができることを積極的に頑張っていただければと思います。

ちょっと最初言った2点ぐらいについて、ご答弁いただければと思います。

○議長(吉田清孝君) 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長(佐藤透君) お答えいたします。

寡夫、この条文の改正によれば、婦人の寡婦の方も要らないのではないかということでございますけれども、この部分については、ご婦人の中で死別・離別等を含めて子どものいない親等の部分もあり、この寡婦という言葉は残っているというぐあいに認識しております。その他、それ以外のひとり親ということで、今回はこのようなくくりをつくったということだと考えております。

駅前の実施設計の部分についてでございますけれども、この部分については、委託の実施設計そのものが3月末の工期でしたので、その成果品としては完成したというぐあいになっております。いろいろ議会等で議論されておりました平面図等の部分については、これから機会を見て、皆さんにご提示することになろうかと思いますが、この後、令和2年度の予算についてる部分については、発注用の図面ということでまた改めて精査していくことになろうかと思います。また、来年度、令和3年度に送ってる事業の部分もございますので、この部分については、今年度の実施状況を踏まえて新たな設計が必要になる場合もあるというぐあいに考えております。

以上です。

- ○議長(吉田清孝君) さらに質疑ありませんか。10番
- ○10番(佐藤誠君) 終わります。
- ○議長(吉田清孝君) 1 0 番佐藤誠君の質疑を終結いたします。

次に、12番進藤優子さんの発言を許します。12番

○12番(進藤優子君) それでは、私からもコロナウイルスに関しての、感染症に関しての部分を質問させていただきたいと思っております。

午前中から、このコロナウイルスに関しての質問、いろいろこうなされております

けれども、私からは、学校が3月臨時休業になって子どもたちが春休みまでの間、休みになったような形になるわけですけれども、この学校休業に伴う、その小学校、中学校もそうですけれども、要保護・準要保護児童生徒というのがいらっしゃると思います。それらの子どもたちの給食費っていうのがそれらから支払われているものだと思いますけれども、その給食費の取り扱いについてはどのような形でなされて、現状になっているのかっていう部分をお聞かせいただきたいと思います。

それと2点目ですけれども、令和2年度の一般会計補正予算の10ページのところ、先ほども質問ございましたけれども、感染症予防費として、消耗品で先ほどマスク、体温計というお話がございました。今、皆さん、ここにいらっしゃる皆様、マスクしていらっしゃいますけれども、今、そのマスクが非常に入手が困難な状況にあるというのは、皆さん認識をお持ちでいらっしゃると思います。で、そのマスクの費用というものもかなり高騰しているっていうふうなこともあろうかと思いますけれども、この感染症予防費としてここにまずこう衛生費としてあがっているんですけれども、これ市全体の部分、例えば以前危機管理でちょっとお伺いしたときに、危機管理で持ってる枚数であったりとか、いろんな部分がこうあったかと思うんですけれども、この、ここに措置されている消耗品のその感染症予防費としては、その値上がりしたマスク、どのぐらいをこう見込んでおられるものなのかなっていう、枚数的なことでしょうか、そこら辺がこう教えていただければと思います。

で、すいません。また、小・中学校のとこにちょっと戻って申しわけないんですけれども、今月6日、まず始業式、7日に入学式っていうことで、検温、手洗い、マスクの着用等の感染防止対策を実施しながら授業が再開されているっていうことで、冒頭、市長の話にございました。その不足しているマスク。この後、布マスクがまず各家庭に2枚ずつ配られるっていうことでございますけれども、その小・中学生に関しては、皆さんこう一律マスクはお持ちで、全員こうされた中で授業が再開されているものなのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長(吉田清孝君) 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長(山田政信君) お答えいたします。

私からは、感染症予防費におけるマスクのことでございますけれども、この予算措

置されているマスクにつきましては、市の施設等で今現在必要とされているマスクでございます。各課において必要とされているマスク。発注を、2月、3月中から発注をかけておりますけれども、なかなかそのものが手にまだ入っておりません。予算措置におきましては、通常価格で予算措置させていただいておりますけれども、今現在かなり高騰しておりまして、今発注をかけて受け取るとなると約3倍から4倍ぐらいの値段になっているということもございまして、この予算措置ご可決いただきまして、この後発注、手に入れる段につきましては、当然この予算では必要枚数が手に入らないというような事態になろうかと思います。今現在、この予定しているマスクにつきましては、各課において早急に必要とされるもの、また、今後感染が拡大された場合に、感染症予防というよりも対策に携わる職員用のマスクの備蓄ということで予定しておりますので、これらにつきましては早急の確保に努めてまいりたいと思っておりますし、予算が足りなくなった場合は、先ほども答弁いたしましたが、追加の補正予算で対応したいと考えております。

以上です。

○議長(吉田清孝君) 栗森教育長

【教育長 栗森貢君 登壇】

○教育長(栗森貢君) それでは、進藤議員の1つ目と3つ目のご質問に対してお答え いたします。

まずはじめに、学校休業に伴う要保護・準要保護の給食費の取り扱いについてであります。

この要保護・準要保護の世帯の方々には、事前にまとめてこの給食費も含めて給付済みであることから、3月分の給食費が、学校休業に伴い給食自体が提供できなかったということもありますが、その際に返還していただいたということになりました。金額は学校によって若干違うんですけれども、15日分から10日分、学年によっても違うんですけれども、それぐらいであります。

それから、3つ目のご質問で、マスクを着用して授業しているものかということですけれども、今朝の船川第一小学校の例を挙げまして、今朝の登校している子どもたちにちょうどあいさつ運動などもしていたところなんですけれども、集団登校したり、スクールバスで通ってきた子どもたちが大体60人くらいおりますけれども、そ

の中でマスクをしていなかった子どもは 4 人くらいでした。ただ、学校において、この感染症予防対策として一番大事にしているところが、やはり手洗い、うがい、手指の消毒、そして換気、そして検温、そしてマスクの着用ということで、マスクが全く用意されてない子どもさんについては、学校にもストックがあることから、その中で学校にあるものをあげて、そしてマスクをして感染拡大の予防をするということを心がけております。ですから、マスクはいくらあってもありがたいことなんですけれども、今日も市の、男庭市の事業者の方から市が 5 0 0 枚ほど布マスクをいただいたということで、そのうちの 1 0 0 枚を学校の方にいただきましたので、来週、各学校に 1 0 枚ずつ渡したいなというふうにこう思っております。

以上です。

- ○議長(吉田清孝君) 再質疑ありませんか。12番
- ○12番(進藤優子君) 今、学校休業に伴う給食費の取り扱いについて、渡してあ るっていうんでちょっと一瞬安心したんですけども、返還していただいているという ことが今ございました。これは国の方からの通達で、新型コロナウイルス感染症によ り臨時休業期間においては、地方自治体が例外的に学校給食が実施されたこととみな すなどし、まあ要保護者なんですけども、学校給食費相当額を支給する場合、その経 費を補助対象経費として計上できるんだっていうふうな通達が多分来ているのでは、 いるものと思います。で、まず学校が休業になった場合、本来あるべき給食がなかっ たっていうことを考えると、その大変な方々がそのお昼代を自分で、まあ家庭で過ご したのか、学童で過ごしたのかはちょっとわからないですけれども、その分の給食費 返還された分もかかってるっていうことになるのではないでしょうか。返還っていう ところまではちょっと私考えてなかったんですけれども、返還済みであるっていう部 分はちょっとどうなのかなっていうふうなことも、今お聞きして思ったわけでござい ます。でも、まあその予算措置がされてるから、その分はね全部お渡ししていただき たいっていうのが私の質問の意図であったわけですけれども、その返還になった部分 で、家庭から出てる分っていうのは少なからずも、じゃあ平常時よりはあるっていう ことになりますよね。で、これから対応がもしできるのであれば、そうした返還した ものをまたまたっていう形になるのかどうなのかはあれですけれども、国の方の方向 性としてもそういったものがあるのであれば、そうした考え方をもって対処していた

だくっていうのはできないものなのかなって、そこの点について伺いたいと思います。

学校の子どもたちのマスクについては、今日まず4人くらいで、プラスその今いた だいた布マスク、各校に10枚というのはちょっとね、非常にありがたいものではあ るんですけど、皆様に行き渡るっていう部分ではないなっていう形にも思っておりま すけれども、そうした学校にも備えてあるっていう部分はありましたけれども、布マ スクであれば確かに洗ってずっと使っていけるっていう部分はありますけれども、使 い捨てマスク、今現状お持ちの方も、先ほどその感染症予防費のマスクの部分、山田 部長もおっしゃっていましたけれども、非常にこうマスクが手に入らない状況にあ る。その中で、学校に通ってらっしゃる子どもさんがいらっしゃる方にお話を伺いま したら、今はそのマスクはあるって。だけれども、その先どこまで続くかわからな いっていうふうなお話をされておりました。で、そうした中で、皆さんの家庭で何で しょう、布マスクをつくって使っていただく、その洗って使っていただけるっていう こと、まあ衛生上どうなのかっていう部分もいろんな部分ありますけれども、学校で 何でしょうか、その布マスクのつくり方をこう何だろう、やってみたりとかっていう ふうなところもあるようにも伺っております。で、足りない、足りないっていうか、 まあない方が、学校にいて、じゃあない人はまずっていって皆さんこうつけていただ けるような形であればいいんですけれども、徐々にこうなくなっていったとき、そこ ら辺も考えながら、入手できないマスクをどうしたら皆さんにっていう部分をちょっ と考えていただけたらなっていうふうに思います。

先ほどのマスクの市で必要と思われる部分、まあ全部って、そちらからもちょっと 声があったんですけれども、今その入手困難、今、いつ入るかわからないっていうふ うな状況であろうかと思います。その中で、そのマスク、どれだけのちょっと枚数が これね必要枚数っていうけど、なくなったらっていうことを考えて次々っていって も、結局、今手に入らない中で、いつになったらすぐスムーズに手に入るかって、今 のところはちょっと考えにくいものではないかなというふうに思っております。そう いう中で、その都度都度なのか、まあいっぱい発注をかけても結局入るものが少な いっていう部分もあるのかもしれないんですけれども、必要なものを小分けにしてな のかどうなのか、まあ必要、本当に必要なものであれば、もうどんとそこに予算っ て、まあここから3倍ぐらいになったにしても絶対必要なものであれば準備はしない といけないのではないかなというふうにこう考えておりますが、そこら辺についても もう一度お聞かせいただきたいと思います。

で、これらの感染症予防について、先ほどね周知の部分等もいろいろお話が、ほか の方からもございました。で、この後、周知、5月の広報であったりとかっていうお 話もございましたし、この宿泊については、今日決まり次第、すぐチラシをっていう ふうなお話もございました。で、今回、4月の広報に載ってきたのは、コロナウイル ス、自分がそうなのかなっていう方々が「あきた帰国者・接触者支援センター」にこ う連絡をしてくださいっていうその部分は載っていたかと思いますが、それ以外のこ とについては、このコロナウイルスについての市の対応であったりとかっていう部分 はなかったと思って見ておりました。で、ホームページを開くと、確かに更新は常に されているような形で、この4月7日の、今日会派室におっきな、おっきな紙貼って ありましたので、今ちょっと持ってきたんですけれども、4月7日のその新型コロナ ウイルス感染症対策に係る指針について、4月7日っていうことで、男鹿市危機管理 対策本部としてのホームページに載ってるものと同じものだと思いますけども、これ がこう貼られておりました。その中の3点目として、市民への周知で市民等に感染防 止対策について、広報、ホームページなどにより次のとおり周知するっていうことで 6点ございましたけれども、これ随時その状況が大きく変わってるんだっていうこと を先ほど市長もおっしゃっておりました。で、じゃあその5月の広報でいいのか。そ の先ほど来、生活に困ってる方々が社協の方に10件くらいの相談の申し出があるん だっていうお話もございました。それどこでどうしたのかっていう部分もあると思 うんですけれども、市では今、こういう対応もしてます、こういう対応もしてます、 これもできますとかっていうふうな形を常にこうタイムリーに発信していかないと、 生活1ヵ月回らなくなった人がそこにいて非常に大変なんですって声を挙げたとして も、その回らなかった1カ月っていうのは、非常に後々まで響いてくるものではない のかなっていうふうにこう考えるわけですけれども、その周知について、すぐにこう やっていく。もう市長が何でしょうか、まあユーチューブとか画像でもないんでしょ うけれども、そういったもので市民の皆さんって呼びかけていただくのもひとつの手 なのかなとかって思ったりもするわけですけれども、でもそれもまず見る人が限られ

てるのかなっていう部分もございます。今、この人が集まらない中で、その情報をどう発信していくのかっていうのが非常にこう極めて大事ではないかなと思うんですけれども、そこについての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

あとちょっと通告から外れるかもしれないですけども、その4月の20日から市の健診も始まっていくのかなと思いますけれども、これらは予定どおり行っていくのか。まあ1回目だったりすると非常に人がいっぱい集まってるっていうふうな感じがいつも見て取れるんですけれども、まあ、がん検診ももちろん大事です。今の状況、男鹿市にはいないっていうこともございますけれども、それらについての考え方もお聞かせいただけたらと思います。

○議長(吉田清孝君) 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長(山田政信君) お答えいたします。

まず、マスクの件でございますけれども、確かに今予算措置されているのは、今原 課の業務の中でどうしてもまず必要とされている部分でございます。先ほどの教育委 員会の分もこの中には含まれておりますけども、早急にまず手に入る手段を講じまし て、なるべく備蓄等、また必要とされているところに配給できるようなことでちょっ と検討してまいりたいと考えております。

次に、広報等でございますけども、今現在、対策本部の方では、まず命を守るということを大前提に、感染のその防止に向けて市民周知に努める、これがまず第一の広報周知でございます。今度、恐らく明日あさってあたりには、県の緊急広報を受けまして、それらの内容に基づいた周知というものを全戸配布する予定としております。まあそのほかの支援対策等につきましては、ホームページ等、まあホームページでは随時更新をして周知するよう心がけておりますけども、やはり市の広報では一月遅れてしまうということもございますので、今後この周知方法につきまして検討してまいりたいと思います。

次に、3点目の健診事業でございますが、確かに、がん検診、基本健診、これらの、乳児健診含めですね、これらの健診事業につきまして、やはり3密を避ける手立てがないということもございまして、リスクが非常に高いという医療機関からのご指摘もございまして、市の方では、この4月から6月までの間の乳児健診、また基本健

診、がん検診を中止することに決定いたしました。乳児健診につきましては、法定のものもございますので、法定につきましては7月以降に延期という形、法定外につきましては中止という形をとることにいたしまして、これらにつきまして関係される方々に対し周知を徹底したいということで、今現在準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長(吉田清孝君) 栗森教育長

【教育長 栗森貢君 登壇】

○教育長(栗森貢君) 要保護家庭等について、今回のコロナウイルスの感染症への配慮ということでの文書通知があったということについて、申しわけありません、私の方でそこについてはちょっと認識不足ではありました。ただ、考え方として、要保護家庭・準要保護家庭については、やはり給食を提供するという前提でお支払いしている、まあ補助しているその給食費であるということをかんがみて、それが提供、まあ特殊な事情で提供できなかったということで、まあ一般の家庭についてはこの金額を出して給食費を支払っていただくということなんですけれども、あらかじめそれを見越してこう給食費を含んだまあ助成をしているということもあったもんですから、それで、それが提供しなかった、できなかったということで、まずこのお願いは大変心苦しかったんではありますが、そういう形で返還を求めるという協議、まず話し合いをして、そのようにしてやらせてもらいましたが、この後またちょっとその文書等もまたもう一回見まして、それでまた協議検討させていただければと思います。

それから、マスクの品不足については、本当にこう学校としてもその確保に大変なんですけれども、市教委としても何とかこういろんなところに手を伸ばして、マスクの購入、そしてまたアルコール消毒液の購入なども含めて、学校が困らないような形で支援していきたいと思っております。

また、マスクの作成を授業で行うということもいろんなところで試みられておりますし、それから、文部科学省のホームページの中にもそういったマスクの作成についてっていう部分もありますので、そういったものも学習をしながら、そういうのを取り入れていけるような方策もとれればなというふうに考えております。

どうもありがとうございます。終わります。

- ○議長(吉田清孝君) さらに質疑ありませんか。12番
- ○12番(進藤優子君) 今、コロナウイルスに関していろんな状況が変わっている中で、その今こうしましたっていっても常に変わっていってるっていうのは先ほど来ございましたけれども、それが皆さんに情報として行き届かないというところがあれば、それは非常に危惧される部分でございますので、その市の健診に関しても、もう皆様のところに受診の袋っていうか、もう届いているわけで、いや、これはあるのかな、ないのかなっていうふうも聞かれるようになってきておりますので、そうした方々が漏れなく情報を、ないならないという情報、使えるものがあるならあるという情報、そうした情報を常にこう、その広報の時期だけではなくて、そのホームページ、ホームページはまあ見れる環境にある人は確かにずっと更新したものを見ていることになります。でもそれをとれない方々のところに対しての情報、広報の防災行政無線とかでも、その詐欺に関することであったりとか、その随時いろいろな形で発信はしていただいているものですけれども、常にこう今、今必要としている情報がとれるような形で進めていっていただきたいということをお願いして終わります。
- ○議長(吉田清孝君) 12番進藤優子さんの質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本4件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって本4件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第36号から第39号までを一括して採決いたします。本4件については原案のとおり可決及び承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- ○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議案第36号から第39号までは、原案のとおり可決及び承認されました。
- ○議長(吉田清孝君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。 これにて4月臨時会を閉会いたします。

午後 1時31分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

議 員 佐 藤 巳次郎

議 員 小 松 穂 積